

 株式会社メイホーホールディングス

# 第6回 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2022年9月29日（木曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分

**開催場所** 岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11  
じゅうろくプラザ 2階ホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

**議案** 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役5名選任の件

## 目次

株主の皆様へ	1
第6回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	6
(提供書面)	
事業報告	13
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告	39

# 株主の皆様へ



株主の皆様におかれましては平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
当社の第6回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

2022年9月

代表取締役社長

尾松豪紀

2022年6月期（2021.7.1～2022.6.30）は、新たに3社の新しい企業様を当社グループに迎え入れることができました。

業績面におきましては、2021年6月期に5,274百万円であった売上高が2022年6月期には6,113百万円と対前期比838百万円（15.9%）の増加となりました。

売上総利益につきましては、2021年6月期の1,530百万円に対して2022年6月期には1,829百万円と対前期比298百万円（19.5%）の増加となりました。

経常利益につきましては、2021年6月期の403百万円に対して2022年6月期には397百万円と対前期比6百万円の減少となりました。なお、2022年6月期に実施したM&A3件の仲介手数料合計は52,500千円でした。

これも、株主の皆様のご理解、ご支援をいただいたおかげであり、厚く御礼申し上げます。

後継者が決まっていない中小企業経営者は、2025年に127万人に達すると見込まれ、社会問題となっています。しかし、本当の問題は地域の中小企業が休廃業に追い込まれ、実際に手を動かす人が地域社会にいなくなっていくことです。

私たちメイホーグループは、『変わる勇気が未来を変える』というキャッチフレーズを胸に、今後も引き続き、長年、地域を支えてきた企業様と資本提携を行い、経営効率化、人材提供・教育、業務連携等の経営改善サポートを通じて、永続的発展的な企業経営の実践を図ることで地域創生を推進し続ける挑戦を続けてまいります。

株主、投資家の皆様には、今後のメイホーホールディングスにご期待をいただき、長期にわたるご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

株主各位

証券コード 7369

2022年9月13日

岐阜県岐阜市吹上町6丁目21番

**株式会社メイホールディングス**

代表取締役社長 **尾松 豪紀**

## 第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年9月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

<b>1 日 時</b>	2022年9月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
<b>2 場 所</b>	岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11 じゅろくプラザ 2階ホール (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第6期（2021年7月1日から2022年6月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第6期（2021年7月1日から2022年6月30日まで） 計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役5名選任の件
<b>4 議決権行使についてのご案内</b>	5頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。
<b>5 インターネット開示に関する事項</b>	本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。 1. 連結計算書類の連結注記表 2. 計算書類の個別注記表

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制させていただきます。また、当社スタッフは軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

**当社ウェブサイト (<https://www.meihoholdings.co.jp/>)**

## <新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について>

- ※ 本総会へのご出席に際しては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をされませんようお願い申し上げます。また、安全確保の観点から、ご入場をお断りする場合がございます。
- ※ 当日は感染予防のため、マスクの着用及びアルコール消毒液の使用にご協力をお願い申し上げます。また、検温等の措置を講じる場合がございますので、予めご了承ください。
- ※ 当社役員及び運営スタッフはマスクを着用させていただきます。



# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める規定を設けるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

(2) 執行役員制度の導入に伴い、第22条において執行役員に関する規定を追加するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現行定款

(新設)

第4章 取締役及び取締役会

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

(新設)

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

変更案

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(代表取締役及び執行役員等)

第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を執行させることができる。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役のうちから会長及び社長各1名、取締役又は執行役員のうちから副社長、専務及び常務各若干名を定めることができる。



現行定款

(新設)

変更案

(附則)

1. 第15条（電子提供措置等）第1項の規定にかかわらず、2022年9月1日（以下「施行日」という。）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

**第2号議案****取締役5名選任の件**

取締役全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、執行役員制度の導入に伴い経営体制の効率化のため3名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	おまつ ひでとし 尾松 豪紀	代表取締役社長	<b>再任</b>
2	のじま とおる 野島 透	顧問	<b>新任</b>
3	かわい あきら 河合 清明	取締役	<b>再任</b>
4	の の むら もとじ 野々村 元次	取締役	<b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>
5	ふるかわ くにひさ 古川 國久	—	<b>新任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>

**再任** 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

おまつ ひでとし  
**尾松 豪紀**

再任

生年月日

1963年11月4日

所有する当社の株式数

774,000株

在任年数

5年7か月

取締役会出席状況

17/17回

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年4月 日立造船株式会社入社  
1992年4月 株式会社メイホーエンジニアリング入社  
1998年7月 同社 取締役  
2001年7月 同社 代表取締役社長  
2013年4月 一般社団法人岐阜県建設コンサルタンツ協会 監事  
2016年6月 株式会社アルト 代表取締役社長  
2017年2月 当社 代表取締役社長（現任）  
2017年7月 株式会社メイホーエンジニアリング 代表取締役会長（現任）  
2017年7月 株式会社アルト 代表取締役会長  
2018年7月 一般社団法人マルエイソーシャルサポート 理事（現任）

#### 取締役候補者とした理由

尾松豪紀氏は、当社の代表取締役としてこれまでの業績の成長を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてまいりました。その知識と見識を活かし、今後も当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

のじま とおる  
**野島 透**

新任

生年月日

1961年6月16日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

—

取締役会出席状況

—

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月 大蔵省（現財務省）入省  
1992年5月 外務省在タイ日本大使館一等書記官  
2001年7月 財務省大阪国税局査察部長  
2006年8月 内閣府本府参事官  
2007年9月 学校法人二松学舎評議員（現任）  
2012年7月 財務局大臣官房会計課長  
2013年7月 財務省九州財務局長  
2014年7月 独立行政法人都市再生機構理事  
2020年11月 三井住友海上火災保険株式会社顧問（現任）  
2020年12月 株式会社メイホーホールディングス顧問（現任）

#### 取締役候補者とした理由

野島透氏は、長年にわたり財務省で要職を経験され、大所高所の目線による思考をお持ちであること、九州財務局長時代に地域社会の活性化などに携われ、その知見や経験を有していること。また、2020年より当社の顧問を務められていることから、今後の当社グループの経営全体を牽引していただけると判断し、選任しております。

候補者番号

3

かわい あきら  
**河合 清明**

再任

生年月日

1953年8月2日

所有する当社の株式数

156,000株

在任年数

5年7か月

取締役会出席状況

17/17回

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年4月 有限会社ニッセイコンサルタント入社  
1981年7月 有限会社メイホーエンジニアリング（現・株式会社メイホーエンジニアリング）入社  
2000年4月 同社 取締役営業部長  
2007年7月 同社 取締役技術部長  
2011年7月 同社 取締役名古屋支店長  
2012年7月 同社 取締役復興支援事業部長  
2015年12月 株式会社スタッフアドバンス 取締役  
2016年6月 株式会社アルト 取締役  
2016年7月 株式会社メイホーエンジニアリング 取締役復興支援事業部長兼発注者支援事業部長  
2017年2月 当社 取締役建設関連サービス事業担当（現任）  
2017年7月 株式会社メイホーエンジニアリング 代表取締役社長（現任）  
2021年4月 一般社団法人岐阜県建設コンサルタンツ協会 監事（現任）

#### 取締役候補者とした理由

河合清明氏は、2000年より当社の子会社である株式会社メイホーエンジニアリングの取締役を、2017年より同社の代表取締役社長及び当社取締役建設関連サービス事業担当を務めており、建設関連サービス事業の責任者として業務全般に精通しております。当該事業の豊富な業務経験と経営全般及び管理、運営業務に関する知見を有していることから、今後の当社グループの経営全体を牽引していただけると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1971年4月 名古屋国税局入局  
2006年7月 名古屋東税務署 署長  
2007年7月 国税庁長官官房主任国税庁 監察官  
2012年7月 名古屋国税局 課税第二部長  
2013年9月 野々村元次税理士事務所 所長（現任）  
2018年7月 一般社団法人マルエイソーシャルサポート 監事（現任）  
2018年9月 当社 社外取締役（現任）

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野々村元次氏は、国税庁での経歴や、税理士として培われた会計・税務に関する専門的な知識・経験などを当社の経営に反映いただけるものと判断し社外取締役候補者として選任しております。なお、同氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたします。

候補者番号

4

の の む ら も と じ  
**野々村 元次**

再任

社外

独立

生年月日

1953年1月28日

所有する当社の株式数

—株

社外取締役在任年数

4年

取締役会出席状況

17/17回

候補者番号

5

ふるかわ くにひさ  
古川 國久

新任

社外

独立

生年月日

1945年4月27日

所有する当社の株式数

一株

社外取締役在任年数

—

取締役会出席状況

—

#### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1964年 4月 西産産業株式会社（現 キヤノンメドテックサプライ株式会社）入社  
1992年 8月 株式会社シップコーポレーション（現 シップヘルスケアホールディングス株式会社）設立、代表取締役社長  
1992年11月 グリーンホスピタルサプライ株式会社（現 シップヘルスケアホールディングス株式会社へ吸収合併）代表取締役社長  
2014年 6月 シップヘルスケアホールディングス株式会社代表取締役会長（現任）

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

古川國久氏は、長年にわたり経営全般に豊富な見識、職務経験を有しております。現在もシップヘルスケアホールディングス株式会社代表取締役会長であり、グループ企業の見識、経営経験をもとに今後の当社グループの経営に反映いただけるものと判断し、社外取締役候補者として選任しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 尾松豪紀氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 野々村元次氏及び古川國久氏は、社外取締役候補者であります。
4. 野々村元次氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
5. 古川國久氏の選任が承認された場合、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、野々村元次氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、野々村元次氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、古川國久氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案において各候補者の再任又は選任が承認可決された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
- ①当該保険契約の被保険者の範囲  
当社及び子会社（MEIHO APHIVAT CO.,LTD.を除く）の取締役及び監査役
- ②当該保険契約の内容の概要  
被保険者に該当する役員が、役員としての業務中の行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金が支払われます。ただし、違法行為による損害や他種の賠償責任保険により填補されうる損害は填補されない等、一定の免責事由があります。
- ③当該保険契約の保険料  
保険料は全額会社負担となっております。
8. 野々村元次氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

以上

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況がワクチン接種の普及拡大及び各種政策等の効果により、持ち直しの動きが継続して見られるようになりました。しかしながら、感染力の強い新たな変異株による感染拡大の影響もあり、依然として先行き不透明な状況で推移しています。

また、今般のウクライナ情勢については、各国の経済政策等により、当社グループへの何らかの影響はあると考えられるものの、当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響は限定的と見込んでいます。

当社グループを取り巻く環境については、建設業界では新型コロナウイルス感染症等による公共工事の発注時期の延期、一部工事の完成時期の延期等の影響はあるものの、全国規模の防災・減災対策、インフラ老朽化対策など、社会資本整備が不可欠であり、今後とも、建設投資は底堅く推移していくことが見込まれております。

人材派遣業界及び警備保障業界では、コロナ禍による影響が残るなか、雇用情勢は引き続き弱含みではありますが、新規求人倍率に持ち直しの動きが見られること、有効求人数の増加が続いていること等、先行きについては底堅く推移するものと期待されます。また、カンボジアにおける外国人の送り出し事業についても、日本国への入国が本年（2022年）3月より緩和されたことで、今後送り出し事業は持ち直しの動きが期待されます。

介護業界では、コロナ禍による感染拡大が社会に深刻な影響を及ぼすなか、当社はガイドラインに基づいた様々な感染予防および事業の継続に努めました。今後とも、高齢者の感染時の重症化防止や、従業員の感染リスク防止及び安全の確保に努める等、様々な感染拡大防止策を講じ、行政機関と連携して可能な限りサービスの提供が継続できるよう、最善を尽くしてまいります。

このような経済状況のもとで、当社グループは、継続的にグループ経営基盤の強化に取り組み、予実管理の精度向上等、目標管理のレベル向上に努めました。また、当社グループの知名度向上がM&Aによる事業承継を検討されているオーナー経営者や就職を希望されている方々等とのご縁をいただくためには必須であると考え、ブランディング活動の一環として、新聞、雑誌等の情報メディア等による媒体を通じ、積極的に当社グループの知名度の向上及び活動の浸透に努めました。今後とも、当社グループの知名度向上及びブランディング活動を幅広く展開することで、当社グループ業績の更なる拡大を図るとともに、株式価値を高めていきたいと思っております。

当社グループ成長戦略の柱であるM&Aにおいては、昨年（2021年）10月1日付けにて株式会社ノース技研（北海道函館市）及び株式会社有坂建設（新潟県上越市）の2社の株式取得（当社の孫会社化）を行いました。これら2社は第2四半期連結会計期間より当社グループ業績に貢献しております。

さらに、本年（2022年）1月1日付けにて、介護事業セグメントにおいて、通所介護事業所「リハビリデイ えみふる」の事業を譲り受けました。この譲り受けた事業は第3四半期連結会計期間より、当社グループ業績に貢献しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は6,112,595千円（前連結会計年度比15.9%増）、営業利益は342,809千円（同10.7%減）、経常利益は396,829千円（同1.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は224,192千円（同5.5%減）となりました。なお、株式会社ノース技研及び株式会社有坂建設の株式取得に伴う一時費用である仲介手数料52,500千円は販売費及び一般管理費に含まれております。

	第5期 (2021年6月期)	第6期 (2022年6月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	5,274	6,113	838増	15.9%増
営業利益	384	343	41減	10.7%減
経常利益	403	397	6減	1.5%減
親会社株主に帰属する当期純利益	237	224	13減	5.5%減

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。  
(売上高及び営業利益は連結消去前の数値を記載しております。)

### 建設関連サービス事業

売上高  
**3,038**百万円  
(前連結会計年度比15.2%増)

建設関連サービス事業においては、災害業務の影響を受け、一部工事の工期延期等により売上が抑制された面はありましたものの、第2四半期連結会計期間より新たに当建設関連サービス事業に加わった株式会社ノース技研による業績を加え、売上高は3,038百万円(前連結会計年度比15.2%増)、営業利益は412百万円(同2.3%減)となりました。

また、受注高については、国土交通省及び地方自治体からの発注により、2,812百万円(同1.2%増)になり、受注残高は1,689百万円(同0.6%減)となりました。

### 人材関連サービス事業

売上高  
**1,161**百万円  
(前連結会計年度比8.5%増)

人材関連サービス事業においては、国内での好調な製造派遣事業及びカンボジア国での海外アウトソーシング事業に支えられ、売上高は1,161百万円(前連結会計年度比8.5%増)、営業利益は129百万円(同27.4%増)となりました。

### 建設事業

売上高  
**1,284**百万円  
(前連結会計年度比28.7%増)

建設事業においては、当連結会計年度の期首受注残高が好調であったことに加え、請負工事の一部に増額変更があったこと、さらに第2四半期連結会計期間より新たに当建設事業に加わった株式会社有坂建設による業績を加え、売上高は1,284百万円(前連結会計年度比28.7%増)、営業利益は162百万円(同7.1%増)となりました。

受注高については、国土交通省及び地方自治体などからの発注により、1,180百万円(同13.5%減)になり、受注残高は478百万円(同16.9%減)となりました。

### 介護事業

売上高  
**645**百万円  
(前連結会計年度比8.6%増)

介護事業においては、新型コロナウイルス感染症による感染拡大が深刻な影響を及ぼすなか、一部の事業所にて感染者が発生しましたものの、行政機関との連携を強化し、コロナ禍においても、ご利用者様へのサービスを継続提供することが当介護事業の使命であると認識し、全従業員がコロナ禍での稼働体制の維持に取り組みました。また、2022年1月1日付けで事業を譲り受けた「リハビリデイ えみふる」は本格的な改修・改装工事実施前の応急工事を施したうえで、第3四半期連結会計期間より、部分的に当介護事業業績に貢献することができました。売上高は645百万円(前連結会計年度比8.6%増)、営業利益は92百万円(同8.3%減)となりました。



## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は154,910千円です。(長期前払費用を含んでおり、建設仮勘定及び未完成のソフトウェアは含んでおりません。)

その主な内訳は、社屋外壁補修・事務所内装工事等建物附属設備の取得39,104千円、サーバー等の工具、器具及び備品の取得29,279千円、土地の取得25,923千円であります。

## ③ 資金調達の状況

当社はグループの資金調達窓口の役割を担っております。

当連結会計年度中には、2021年10月に2社のM&Aによる株式購入資金として金融機関より長期借入金614,500千円の調達を行いました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

		第3期 (2019年6月期)	第4期 (2020年6月期)	第5期 (2021年6月期)	第6期 (当連結会計年度) (2022年6月期)
売上高	(千円)	4,691,489	5,233,755	5,274,487	6,112,595
経常利益	(千円)	262,566	322,756	402,836	396,829
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	126,652	210,304	237,241	224,192
1株当たり当期純利益	(円)	105.54	175.25	193.54	143.66
総資産	(千円)	2,273,764	2,483,561	3,078,256	3,712,933
純資産	(千円)	518,138	728,431	1,654,186	1,860,088
1株当たり純資産	(円)	431.78	607.03	1,059.97	1,191.95

(注) 1. 当社グループは、第5期より連結計算書類を作成しております。なお、第3期及び第4期につきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数により算出しております。

4. 2020年12月2日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しています。

5. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社メイホーエンジニアリング	100,000	100.0	建設関連サービス事業 建設コンサルタント、補償コンサルタント、測量業他
株式会社メイホーアティーボ	50,000	100.0	人材関連サービス事業 技術者派遣、製造業派遣、警備業、 外国人人材サービス、海外アウトソーシング受託
株式会社東組	20,000	100.0 (注)	建設事業 総合建設業
株式会社アルト	10,000	100.0	介護事業 通所介護、居宅介護支援事業所

(注) 直接保有している議決権はありませんが、実質的に支配している子会社であります。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの事業領域である、総合行政サービスを取巻く状況をみると、わが国の中長期的な人口減少・少子高齢化が、経済成長と財政健全化の制約となっております。

当社グループは、このような事業環境の変化に対応するため、中期経営計画において、「日本全域をカバーする地域のサポーター」を掲げ、地域の企業の事業承継の受け皿として積極的にM&Aを実施するとともに、日本全域をカバーする企業ネットワークの構築を行うことで、グループ内に多種多様な見識、技術、知見、ノウハウを獲得し、それをグループ入りした企業を中心に還元していくプラットフォーム型のビジネスを推進してまいります。

このような事業方針に対応するため、内部管理体制の更なる強化、優秀な人材の採用と育成、当社グループの知名度向上が重要な課題であると認識しております。

このような課題に対しては、コンプライアンス体制及び内部統制の充実・強化を図り、優秀な人材については育成だけでなく中途採用も積極的に推進していきます。当社グループの知名度向上については、専門部署を設け、更なるPR戦略を立案・実行してまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

当社グループは持株会社として経営指導等の経営管理を行う当社及び子会社15社により構成されており、建設関連サービス事業、人材関連サービス事業、建設事業及び介護事業を主たる事業としております。

事業区分	事業内容
建設関連サービス事業	建設コンサルタント業、補償コンサルタント業、測量業、地質調査業、発注者支援事業
人材関連サービス事業	労働者派遣事業、警備業、海外アウトソーシング受託事業
建設事業	総合建設業、法面工事事業
介護事業	通所介護（デイサービス）、認知症対応型通所介護、居宅介護支援

## (6) 主要な営業所 (2022年6月30日現在)

### ① 当社

本社	岐阜県岐阜市吹上町6丁目21番
----	-----------------

### ② 主要な子会社

株式会社メイホーエンジニアリング	岐阜県岐阜市吹上町6丁目21番
株式会社メイホーアティーボ	東京都千代田区一番町10-2
株式会社東組	三重県尾鷲市倉ノ谷町2-7
株式会社アルト	岐阜県岐阜市吹上町6丁目21番

## (7) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
建設関連サービス事業	170 (141) 名	39名増 (11名増)
人材関連サービス事業	171 (137) 名	19名増 (14名増)
建設事業	44 (9) 名	18名増 (3名増)
介護事業	51 (132) 名	6名増 (18名増)
合 計	436 (419) 名	82名増 (46名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
32 (2) 名	5名増 (2名減)	40.3歳	3.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2022年6月30日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社大垣共立銀行	298,781
株式会社十六銀行	272,060

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年6月30日現在)

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 4,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,560,600株 |
| ③ 株主数      | 862名       |
| ④ 大株主      |            |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
尾松 豪紀	774,000	49.59
河合 清明	156,000	9.99
山本 恭司	66,000	4.22
藤原 巧	54,000	3.46
MSIP CLIENT SECURITIES	49,800	3.19
尾松 恵子	46,000	2.94
株式会社SBI証券	24,296	1.55
メイホーホールディングス従業員持株会	23,200	1.48
株式会社マルエイ	23,000	1.47
株式会社アシストホールディングス	10,100	0.64

(注) 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて算出しております。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		2020年12月2日	
新株予約権の数 (注)2		23個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)2		普通株式 (新株予約権1個につき)	11,500株 500株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (注)2		新株予約権1個当たり (1株当たり)	420,000円 840円)
権利行使期間		2022年12月3日から 2030年12月2日まで	
行使の条件		(注)1	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	23個 11,500個 6名
	社外取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	－個 －株 －名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	－個 －株 －名

(注) 1. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - ②新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる
  - ③ 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
2. 2020年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2020年12月2日開催の臨時株主総会の終結時を効力発生時点として、2020年12月2日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っており、新株予約権の数、目的となる株式の種類と数、行使に際して出資される財産の価額は、分割後の数値を記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		2020年12月2日	
新株予約権の数(注)2		53個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数(注)2		普通株式 (新株予約権1個につき)	26,500株 500株
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(注)2		新株予約権1個当たり (1株当たり)	420,000円 840円)
権利行使期間		2022年12月3日から 2030年12月2日まで	
行使の条件		(注)1	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	10個 5,000株 9名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数 目的となる株式数 交付者数	43個 21,500株 32名

(注) 1. 新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役、従業員またはこれに準じる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
  - ② 新株予約権者は、当社株式が割当日以降において金融商品取引所に上場された場合に限り、権利行使期間内に権利行使することができる
  - ③ 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
2. 2020年11月13日開催の取締役会決議に基づき、2020年12月2日開催の臨時株主総会の終結時を効力発生時点として、2020年12月2日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っており、新株予約権の数、目的となる株式の種類と数、行使に際して出資される財産の価額は、分割後の数値を記載しております。



### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年6月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	お尾まつひでとし 松 豪 紀	株式会社メイホーエンジニアリング 代表取締役会長 一般社団法人マルエイソーシャルサポート 理事
専務取締役	おおいまさひこ 大 井 昌 彦	最高財務責任者
取締役	かわいあきら 河 合 清 明	建設関連サービス事業担当 株式会社メイホーエンジニアリング 代表取締役社長 一般社団法人岐阜県建設コンサルタンツ協会 監事
取締役	やまもときょうじ 山 本 恭 司	建設事業担当 株式会社メイホーエクステック 代表取締役社長
取締役	こもりかおる 小 森 薫	介護事業担当 株式会社アルト 代表取締役社長
取締役	はつとりやすひと 服 部 泰 仁	人材関連サービス事業担当 株式会社メイホーアティーボ 代表取締役社長
取締役	こしまあきひろ 小 島 章 裕	経営企画部長
取締役	ののむらもとじ 野々村 元 次	野々村元次税理士事務所 所長 一般社団法人マルエイソーシャルサポート 監事
常勤監査役	いしだやすとし 石 田 康 利	株式会社メイホーエンジニアリング 監査役 株式会社メイホーアティーボ 監査役 株式会社メイホーエクステック 監査役 株式会社アルト 監査役
監査役	うらたますゆき 浦 田 益 之	浦田益之法律事務所 所長
監査役	うえだけいすけ 上 田 圭 祐	株式会社スズケン 社外取締役 公益財団法人日比科学技術振興財団 監事 一般社団法人越山科学技術振興財団 監事 公益財団法人三甲美術館 監事

(注) 1. 取締役 野々村元次氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 浦田益之氏及び監査役 上田圭祐氏は、社外監査役であります。

3. 上田圭祐氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づき、取締役 野々村元次氏、監査役 浦田益之氏及び監査役 上田圭祐氏を独立役員として、両取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

### イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

当社及び子会社（MEIHO APHIVAT CO.,LTD.を除く）の取締役及び監査役

### ロ. 当該保険契約の内容の概要

被保険者に該当する役員が、役員としての業務中の行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金が支払われます。ただし、違法行為による損害や他種の賠償責任保険により填補されうる損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

### ハ. 当該保険契約の保険料

保険料は全額当社負担となっております。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等

##### イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年9月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当社は取締役報酬配分ルールに基づき決定しており、その内容は業績及び職責等を勘案し、固定報酬の支給を行うこととしております。なお、2020年9月29日に開催した第4回定時株主総会にて取締役8名の報酬総額を年額500百万円以内、監査役3名の報酬総額を年額50百万円と決議しております。

取締役の報酬については、株主総会で決議された範囲内で、取締役報酬配分ルールに基づき個別の報酬額を取締役会で決定しております。個別の報酬額は、月例報酬のみで構成されており、会社の経営成績とそれに対する貢献度を考慮し決定しております。当事業年度に係る各取締役の報酬につきましても取締役会において妥当なものとして判断しております。

監査役の報酬については、月例報酬のみであり、株主総会で決議された範囲内で監査役の協議により決定しております。

第6期事業年度の役員の報酬額は、取締役については2021年9月15日の取締役会（第5回定時株主総会にて候補者が選任されることが条件）で承認されており、監査役については2021年9月15日の監査役会で承認されております。

##### ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(うち社外取締役)	49,560 (3,000)	49,560 (3,000)	— (—)	— (—)	4 (1)
監査役(うち社外監査役)	11,340 (6,900)	11,340 (6,900)	—	—	3 (2)
合 計(うち社外役員)	60,900 (9,900)	60,900 (9,900)	— (—)	— (—)	7 (3)

- (注) 1. 取締役の内、子会社代表取締役を兼務しております5名（1名は2021年9月29日開催の第5回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。）については、当社取締役としての報酬は支払っておりません。なお、子会社から受け取る子会社代表取締役としての報酬等の総額は41,964千円となっております。
2. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 当事業年度末の取締役の員数は8名、監査役の員数は3名であります。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2020年9月29日開催の第4回定時株主総会において年額500,000千円以内（うち、社外取締役分年額50,000千円以内）と決議しております。なお、取締役の金銭報酬の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。当該株主総会終結時の取締役の員数は4名（うち社外取締役は1名）です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2020年9月29日開催の第4回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 野々村元次氏は、野々村元次税理士事務所の所長、一般社団法人マルエイソーシャルサポートの監事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 浦田 益之氏は、浦田益之法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 上田 圭祐氏は、株式会社スズケンの社外取締役、公益財団法人日比科学技術振興財団の監事、一般社団法人越山科学技術振興財団の監事、公益財団法人三甲美術館の監事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

### ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 野々村 元次	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から当社における経営のリスクや課題に関し客観的・中立的立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 浦田 益之	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会19回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から当社における経営のリスクや課題に対し適宜、必要な発言を行っております。
監査役 上田 圭祐	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査役会19回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から当社における経営のリスクや課題に対し適宜、必要な発言を行っております。

## (4) 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### ② 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

### ① 内部統制システム構築の基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システム構築の基本方針」を2020年10月15日開催の取締役会において決議しており、当該基本方針に基づき内部統制システムを構築し適切な運用を行っております。

#### a. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社グループが法令・定款及び社会規範を遵守するための「グループウェイ（行動指針・行動規範）」を制定し、当社グループに周知徹底します。

ロ. 「グループコンプライアンス規程」を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築・維持にあたります。

ハ. コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図ります。

ニ. 内部通報制度を設け、当社グループのすべての役員及び使用人が、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。

ホ. 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。

#### b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「グループ文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行います。

ロ. 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制とします。

#### c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 「グループリスクマネジメント規程」を制定し、各社の事業活動において想定される各種のリスクに対応する部署または組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築します。

ロ. リスクマネジメント委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図ります。

ハ. 危機発生時には、緊急事態対応体制をとり、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。

#### d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の

執行の効率化を図ります。

イ. 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、各取締役の業務執行機能を分離します。

ロ. 「取締役会規則」、「グループ職務分掌規程」及び「グループ職務権限規程」を定め、取締役の職務、権限及び責任の明確化を図ります。

ハ. 取締役会を毎月1回以上定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。

#### **e. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

イ. 当社の取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営企画部はその進捗状況を毎月取締役会に報告します。

ロ. 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長に報告します。

ハ. 経営企画部を関係会社統括部署とし、「関係会社管理規程」に基づき関係会社の管理を行います。

ニ. 当社グループの「グループウェイ（行動指針・行動規範）」を、当社グループ共通の行動基準として、当社グループに周知します。

#### **f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

イ. 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たさせます。

ロ. 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとします。

ハ. 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとします。

#### **g. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役会への報告に関する体制**

イ. 当社の取締役は、当社に関する法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項等を監査役が出席する取締役会に報告します。また、監査役会は、必要に応じて取締役、内部監査室等の使用人、会計監査人に対して報告を求めます。

ロ. 当社グループの取締役及び使用人は、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項に関する重要な事実を発見したときは、監査役会又は監査役に報告できるものとします。

ハ. 上記b.に基づき報告を行った当社グループの取締役及び使用人が、当該報告を行ったことを理由として、不

利な取り扱いを受けることを禁じるものとします。

#### **h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査役会は、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保します。
- ロ. 監査役は、当社代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
- ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図ります。
- ニ. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、当社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができます。
- ホ. 監査役は、その職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

### **② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、当事業年度における内部統制システムについて、以下のように運用しております。

#### **a. 重要な会議の開催状況**

取締役会は、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて開催した臨時取締役会を含め、計17回開催しております。取締役会には、社外取締役、社外監査役を含むすべての取締役、監査役が出席しており、法令、定款及び取締役会規則に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定し、また経営計画の進捗状況等の報告を受けております。

コンプライアンス委員会を2回開催し、あわせて、グループ全体を対象としたコンプライアンス勉強会を実施しております。また、リスクマネジメント委員会を2回開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化に取り組んでおります。

#### **b. 監査役の職務の執行について**

常勤監査役及び社外監査役2名は、月1回の監査役会のほか、当社代表取締役との意見交換、会計監査人及び内部監査室との三様監査会議を含めた計19回開催の監査役会に出席しております。また、常勤監査役は、監査計画に基づき子会社4社の取締役会に出席する等により得た結果を随時他の監査役に報告しております。

#### **c. 内部監査の実施について**

内部監査室は、当事業年度の内部監査計画に従い、当社5部署及びグループ各社18拠点の計23拠点に対して往査を実施し、その結果を当社代表取締役に報告しております。また、改善が必要と判断した各拠点に勧告を行い、改善報告書の受領及びフォローアップ監査を適切に実施しております。



## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、当社の株式は、市場において自由に取引されるべきものであると考えており、大規模買付行為については原則として否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。しかしながら、不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値の安定、株主共同の利益に資する対応の必要性は認識しており、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の事業拡大と財務体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としておりますが、いまだ内部留保が充実しているとはいえず、2017年2月に純粋持株会社として設立されて以来、配当を行っておりません。将来的には、内部留保の充実状況及び取り巻く事業環境を勘案しながら株主への利益の配当を目指してまいります。誠に遺憾ではありますが、期末配当を無配とさせていただきます。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、「会社法第459条第1の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」を定款に定めております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,395,464</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,098,985</b>
現金及び預金	893,094	買掛金	141,946
受取手形	3,455	1年内返済予定の長期借入金	78,132
電子記録債権	11,880	リース債務	5,036
売掛金	506,772	未払金	29,634
契約資産	805,978	未払費用	306,975
原材料及び貯蔵品	30,313	未払法人税等	108,547
前払費用	42,486	未払消費税等	98,053
未収入金	72,602	契約負債	146,228
その他	28,885	預り金	40,736
<b>固定資産</b>	<b>1,317,468</b>	賞与引当金	133,040
<b>有形固定資産</b>	<b>989,618</b>	工事損失引当金	10,613
建物及び構築物	1,185,978	その他	45
減価償却累計額	△749,845	<b>固定負債</b>	<b>753,860</b>
建物及び構築物 (純額)	436,132	長期借入金	516,299
土地	467,532	リース債務	6,783
リース資産	37,421	役員退職慰労引当金	55,175
減価償却累計額	△26,756	退職給付に係る負債	115,590
リース資産 (純額)	10,665	繰延税金負債	11,697
その他	540,728	資産除去債務	46,996
減価償却累計額	△465,439	その他	1,320
その他 (純額)	75,289	<b>負債合計</b>	<b>1,852,844</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>135,421</b>	<b>純資産の部</b>	
のれん	76,246	<b>株主資本</b>	<b>1,879,594</b>
その他	59,175	資本金	445,022
<b>投資その他の資産</b>	<b>192,430</b>	資本剰余金	345,022
投資有価証券	18,380	利益剰余金	1,089,634
敷金及び保証金	63,565	自己株式	△85
繰延税金資産	93,599	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△19,506</b>
その他	17,353	為替換算調整勘定	△19,506
貸倒引当金	△467	<b>純資産合計</b>	<b>1,860,088</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,712,933</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>3,712,933</b>

## 連結損益計算書 (2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		6,112,595
売上原価		4,284,060
売上総利益		1,828,535
販売費及び一般管理費		1,485,726
営業利益		342,809
営業外収益		
受取利息	116	
受取配当金	304	
為替差益	32,149	
受取地代家賃	10,323	
補助金収入	9,219	
その他	9,733	61,844
営業外費用		
支払利息	5,897	
社債償還損	1,259	
その他	668	7,824
経常利益		396,829
特別利益		
固定資産売却益	204	
負ののれん発生益	16,555	
その他	109	16,868
特別損失		
固定資産売却損	9	
固定資産除却損	0	
投資有価証券売却損	46	56
税金等調整前当期純利益		413,642
法人税、住民税及び事業税	216,677	
法人税等調整額	△27,228	189,449
当期純利益		224,192
親会社株主に帰属する当期純利益		224,192

## 連結株主資本等変動計算書 (2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	445,022	345,022	865,442	－	1,655,487
当連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			224,192		224,192
自己株式の取得				△85	△85
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	－	－	224,192	△85	224,107
当連結会計年度末残高	445,022	345,022	1,089,634	△85	1,879,594

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	△1,300	△1,300	1,654,186
当連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			224,192
自己株式の取得			△85
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△18,205	△18,205	△18,205
当連結会計年度中の変動額合計	△18,205	△18,205	205,902
当連結会計年度末残高	△19,506	△19,506	1,860,088

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,352,660</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,035,946</b>
現金及び預金	496,823	関係会社短期借入金	907,395
前払費用	10,580	1年内返済予定の長期借入金	61,452
未収還付法人税等	19,017	未払金	10,459
関係会社短期貸付金	680,019	未払費用	25,241
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	140,287	未払法人税等	4,818
その他	5,934	賞与引当金	14,087
<b>固定資産</b>	<b>1,213,566</b>	その他	12,493
<b>有形固定資産</b>	<b>11,822</b>	<b>固定負債</b>	<b>510,000</b>
構築物	344	長期借入金	509,389
減価償却累計額	△95	その他	611
構築物(純額)	249		
工具、器具及び備品	17,732	<b>負債合計</b>	<b>1,545,946</b>
減価償却累計額	△7,203	<b>純資産の部</b>	
工具、器具及び備品(純額)	10,528	<b>株主資本</b>	<b>1,020,280</b>
リース資産	3,133	資本金	445,022
減価償却累計額	△2,089	資本剰余金	634,207
リース資産(純額)	1,044	資本準備金	345,022
<b>無形固定資産</b>	<b>38,212</b>	その他資本剰余金	289,185
商標権	2,368	<b>利益剰余金</b>	<b>△58,864</b>
ソフトウェア	35,843	その他利益剰余金	△58,864
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,163,533</b>	繰越利益剰余金	△58,864
関係会社株式	390,503	<b>自己株式</b>	<b>△85</b>
関係会社長期貸付金	769,954		
長期前払費用	3,002	<b>純資産合計</b>	<b>1,020,280</b>
その他	74	<b>負債純資産合計</b>	<b>2,566,226</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,566,226</b>		

## 損益計算書 (2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		492,620
売上総利益		492,620
販売費及び一般管理費		461,265
営業利益		31,355
営業外収益		
受取利息	15,094	
その他	50	15,143
営業外費用		
支払利息	8,888	
その他	30	8,919
経常利益		37,580
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		37,580
法人税、住民税及び事業税	2,088	2,088
当期純利益		35,493

## 株主資本等変動計算書 (2021年7月1日から2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	445,022	345,022	289,185	634,207
当期中の変動額				
自己株式の取得				
当期純利益				
当期中の変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	445,022	345,022	289,185	634,207

	株主資本				純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	△94,357	△94,357	－	984,872	984,872
当期中の変動額					
自己株式の取得			△85	△85	△85
当期純利益	35,493	35,493		35,493	35,493
当期中の変動額合計	35,493	35,493	△85	35,408	35,408
当期末残高	△58,864	△58,864	△85	1,020,280	1,020,280

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月10日

株式会社メイホーホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 繁紀  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メイホーホールディングスの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メイホーホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。



連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の

注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年8月10日

株式会社メイホーホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩田 国良  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近藤 繁紀  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メイホーホールディングスの2021年7月1日から2022年6月30日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の

記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年6月期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）の事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

### 1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
- (3) 子会社については、子会社監査役及び内部監査室より会社の状況報告を受けました。
- (4) 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (5) 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
- (6) さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (7) 会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の業務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- ① 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

- ① 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月12日

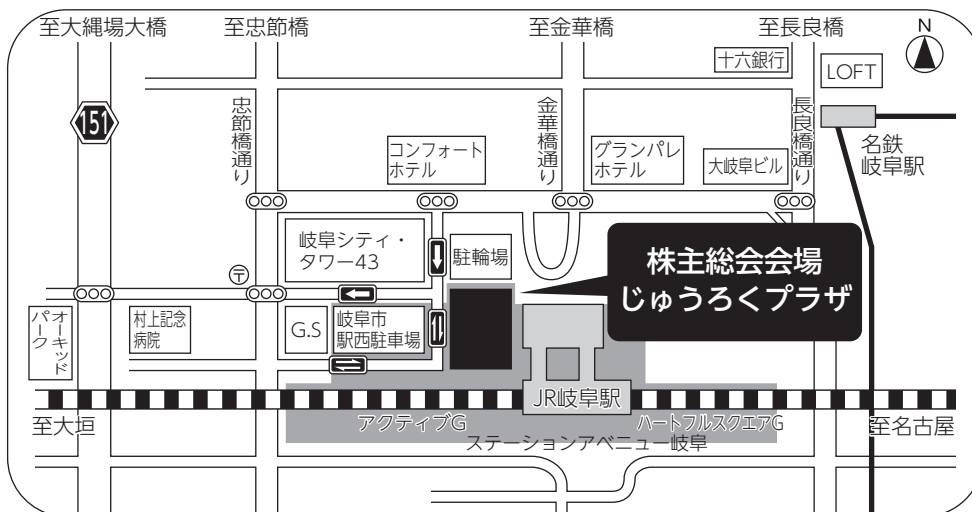
株式会社メイホーホールディング	監査役会
常勤監査役 石田	康利 ㊟
社外監査役 浦田	益之 ㊟
社外監査役 上田	圭祐 ㊟

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

**会場** じゅうろくプラザ 2階ホール  
 岐阜県岐阜市橋本町1丁目10番地11 TEL. (058) 262-0150(代)

**交通** JR岐阜駅より…………… 徒歩/約2分  
 名鉄岐阜駅より…………… 徒歩/約7分  
 岐阜各務原I.Cより約10km…………… 車/約15分  
 岐阜羽島I.Cより約15km…………… 車/約20分



※じゅうろくプラザ駐車場は有料です。  
 ご了承ください。  
 ※会場周辺は禁煙地域となっております。

**UD FONT** 見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォント  
 を採用しています。

